

平成 25 年 11 月 18 日

課税自主権と租税競争・租税回避
—米国州法人税を例として

大阪学院大学 村上 睦

米国の州政府 独自の課税権・・・課税方式・税率・課税ベースが州によって異なる

米国州法人税における州間租税関係

多州間取引を行う法人の各州内での所得をいかに算定するか

法人の所得の発生場所はどこか

どの課税管轄区域が課税権を有するか

複数の課税管轄区域間にいかに課税権を割り当てるか

個別会計方式 定式配賦方式 特定配分方式

全米租税協会 個別会計方式から定式配賦方式への移行を提案

定式配賦方式の統一化

* UDITPA (The Uniform Division of Income for Tax Purposes Act) 1957 年

州間における課税所得の配賦のモデル法 (定式配賦方式の統一化問題を各州の自発的努力を通じて解決をめざす)

事業所得は資産要素、給与要素、売上高要素の 3 要素を均等にウェイト付けして配分することを規定

不統一の場合の弊害 ①コンプライアンス・コストが多額 ②課税ベースの過剰配賦と過少配賦を通じた重複課税、過少課税 ③徴税当局 (租税輸出、自州企業の優遇、企業誘致)・納税者 (タックス・プランニング戦略) 双方に誘因

* 連邦において下院法案で 2 要素方式が主張された 1966 年

州際通商課税特別委員会 (下院) 1965 年

* 多州間租税協定 (The Multistate Tax Compact MTC) 1966 年

州際課税分野における連邦法の成立が州の財政自主権の浸食をもたらすことへの反発から、州レベルで制定 多州間租税委員会の設立

多州間租税委員会が UDITPA の採用を勧告 1994 年 25 州で採用

連邦対州の財政主権を巡る対立は州の自発的な解決という結果となり、課税方法・税法上の解釈は州税務当局に委ねられることとなった。その結果、州の側では、租税競争、納税

者の側では、タックス・プランニング戦略が可能となったとされている。

租税競争 経済停滞に伴う租税競争

① 配賦方式の変更 売上高要素にダブルウェイトをおく方式

州内法人 多くの資産、多額の給与 州内法人の税負担の軽減

州外法人 販売活動が主で、資産や給与は少ない 州外法人に多額の課税

州内に企業立地の誘因 州外法人への差別的課税…近隣窮乏化政策と非難

売上高のみの1要素方式をとる州の増加 例 テキサス州（MTCは批准）

② スローバック条項の不採用

州内の製造業者に競争上の優位を与える目的

タックス・プランニング戦略 多州間で展開している企業全体の税負担総額の最小化

個別独立会計の場合

* 低収益部門を高税率州に移転

* 州内で稼得された所得をタックスヘイブン州の子会社に付け替える

* 無形資産や株式・債権をタックスヘイブン州の子会社に移転

* タックスヘイブン州の子会社が高税率州の法人に貸し付け、利子を受け取る

定式配賦方式の場合

* 仕向地州で法人税が課されない場合売上高要素のスローバック条項のない州から搬送

* 高税率州から低税率州へ在庫を保管する部門を移す

* 低税率州で、3要素の割合を高める

租税競争と租税回避防止の綱引き

例 ウィスコンシン州は2009年から個別独立会計から合算申告に変更

二重課税・過少課税の排除には統一化が条件

「最も必要とされるのは共通のルールであり、どのルールが選択されるべきかということ
ことは同一のルールを採用すべきということより重要でない」

「統一性が科学的な正確性に勝る」

参考文献

- ・村上 睦（1990）「移転価格税制とユニタリー・タックス」 石 弘光編著『グローバル化と財政』 有斐閣。
- ・伊藤公哉（2011）「法人所得税の課税管轄権—チャールズ E. マクルーア著『歴史の長い影：アメリカ合衆国及び欧州連合の法人所得税に関する主権、租税帰属、立法と司法判断』の紹介と分析」 『横浜国際社会科学研究所』第 16 巻第 1 号。
- ・伊藤公哉（2012）「企業グループの連結・合算範囲—アメリカ合衆国の州法人所得税の検討」法と経済学会 2012 年度全国大会
- ・小泉和重（1995）「アメリカ政府間租税関係と州法人税—一定式配賦方式を対象に—」『アドミニストレーション』第 2 巻 4 号。
- ・税務アップデート | KPMG | US
<http://www.kpmg.com/us/en/industry/japanese-practice/pages/2011-issue4-article5.jp>